

# 電波利用

## 取りまとめ

---

「電波の監視等に必要な経費」(総務省所管事業)

「総合無線局監理システムの構築と運用」(総務省所管事業)

「電波資源拡大のための研究開発等」(総務省所管事業)

- ・ 29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勘案すれば、政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。
- ・ そもそも、電波利用料を財源とする事業について、用途が限定されていることがかえって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。
- ・ 電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。

- ・ 電波については国民の共有財産であることを踏まえ、その経済的な価値に基づく負担の在り方や収入の使途の見直しなど、電波利用料体系の全体の再設計について検討を行う必要がある。